

助成金交付申請書

年 月 日

一般財団法人
北海道B型肝炎訴訟オレンジ基金 御中

申請者

以下の事業を行うため、貴基金助成事業の助成金交付を申請いたします。

事業の名称	
助成希望金額	
事業計画等	
備考	

※申請者の略歴と研究実績等について記入もしくは資料を添付してください。

以上

助成先募集要項

一般財団法人北海道B型肝炎訴訟オレンジ基金助成事業

「一般財団法人北海道B型肝炎訴訟オレンジ基金」とは？

B型肝炎ウイルス感染被害者が国を被告として提起した全国B型肝炎北海道訴訟が、広く肝炎患者の救済、支援を求めて追行されたものであることから、肝炎患者救済・支援活動をさらに進めるとともに、肝疾患、その他、生命、健康、人権救済に関する諸活動を支援することを目的として設立されました。

基金の財源は、全国B型肝炎訴訟北海道弁護団の弁護士および同原告団の原告からの寄付によるものです。

一般財団法人北海道B型肝炎訴訟オレンジ基金
Orange Fund for the Commemoration of Hokkaido Hepatitis B Lawsuits

ごあいさつ



一般財団法人
北海道B型肝炎訴訟オレンジ基金
代表理事 佐藤 哲之

当財団は、2015年4月24日、全国B型肝炎訴訟北海道弁護士からの拠出金を基本財産として設立され、同弁護団の弁護士および同原告団の原告の寄付金で運営されています。

全国B型肝炎訴訟は、国の集団予防接種等における注射器等の連続使用による感染拡大の加害責任が1989年に始まった先行訴訟で2006年に最高裁判決で確定されたにも関わらず、国が、全国の被害実態調査はもとより、同じ被害に苦しむ患者の救済をせず、これを放置したため、2008年、

全てのウイルス性肝炎患者の救済を目的にここ北海道の地から提起した全国訴訟です。

全国B型肝炎訴訟原告団と弁護団は、2011年6月、総理大臣の謝罪を受け、①個別被害回復（訴訟上の和解）、②恒久対策、③真相究明と再発防止を内容とする基本合意を締結し、その後、それぞれの課題の実現に全力を尽くしています。

当基金は、全国B型肝炎訴訟北海道弁護士が、このような取組みの一環として、B型肝炎、肝硬変、肝がんを完治できる病とするための研究事業をはじめ、公益的な「肝疾患、その他、生命、健康、人権」に関する研究事業、教育・啓蒙活動、訴訟活動、調査研究活動を推進するため、これらを助成することを目的として設立したものです。

当基金の設立目的、趣旨をご理解頂き、当基金の助成事業に積極的にご応募頂ければ幸いです。

皆様からの多数のご応募をお待ちしております。



対象となる事業の分野

1. 肝疾患、その他、生命、健康、人権に関する研究事業
2. 肝疾患、その他、生命、健康、人権に関する教育・啓蒙活動
3. 肝疾患、その他、生命、健康、人権に関する訴訟活動
4. 肝疾患、その他、生命、健康、人権に関する調査研究事業
5. その他、前各号に掲げる事業に関連する事業

応募対象者 不問

助成金額 1件あたり200万円程度を目途とし、事業内容に応じて決定します。

応募方法 所定の申請書に必要事項を記入し、下記提出先まで持参または郵送で提出してください。

助成金支払方法 助成決定時に助成金全額を支給します。

問合せ及び申請書提出先 〒060-0061 札幌市中央区南1条西12丁目酒井ビル3階
電話番号：011-231-1941
一般財団法人北海道B型肝炎訴訟オレンジ基金